



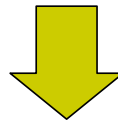
施エプロセスを通じた検査における 既済部分検査実施要領(案)について

平成21年8月3日
大臣官房 技術調査課

既済部分検査実施要領(案)の策定理由

出来高部分払方式が活用されない理由の一つとして、受発注者双方の意見として、「既済部分検査」の負担が上げられている。

そのため、既済部分検査を実施しないことから部分払いが請求されないという状況(悪循環)が発生している。



上記の問題を解決するため、既済部分検査の簡素化を実施し、出来高部分払が促進するための、既済部分検査実施要領(案)を策定する必要がある。

既済部分検査を実施しやすくするための改善

既済部分検査は、完成検査に比べ各種通達等により、検査内容が簡素化されているが、「検査＝大変」という考え方が払拭されていないため、既済部分検査が実施されていない。

検査＝大変

1. 全ての書類を整理（再チェック）
2. 「書類確認」や「現地の出来高確認」の検査に監理技術者及び現場代理人等が同席するため、現場監督者が不在となる等の理由から現場作業を中止する場合がある。

改善(案)1

既済部分検査関係の各種通達等を適正に実施することにより、既済部分検査は完成検査に比べて飛躍的に簡素化することを分かりやすく説明する。

改善(案)2

既済部分検査関係の各種通達等を改正することにより、既済部分検査を更に簡素化する。

対応→ 現在通知されている、各種通達等により、既済部分検査は、十分簡素化されているので、各種通達等の内容を再活(実施要領(案)を作成)することで対応。（改善(案)1とする。）

既済部分検査実施要領(案)の内容

検査書類の簡素化

- ・準備する書類は、請求書、出来高内訳書及び出来形報告書のみ。
(請負者が作成する)
- ・施工プロセスや検収状況等の確認は、「施工プロセスを通じた検査」のチェックシートを活用。(発注者が作成する)
- ・出来高確認以外の資料(施工体制、工事打合せ簿等)を準備させないこと(求めないこと)。

※検査書類を更に簡素化できるのは、「施工プロセスを通じた検査」の試行工事である。
それ以外の既済部分検査は、既済部分検査技術基準(案)による通常どおりの資料を準備する。

検査体制の簡素化

- ・既済部分検査の立会者は、原則として現場代理人とする。
- ・検査場所は、原則実地とするが、机上でもよい。
- ・検査中も現場の施工は継続する。(但し、検査の支障となる場合を除く。)
- ・現場の整理状況を評価しない。(中間技術検査と同時の場合。)

★受注者、発注者がお互に負担が掛からない最善の方法を選択し、既済部分検査を実施するよう努めること。

(参考) 既済部分検査関係の通達等



	既済部分検査	出来高部分払	施工プロセスを通じた検査	公共工事の代価の手続き簡素化
通達	既済部分検査技術基準(案) 参考1	出来高部分払方式 参考3	施工プロセスを通じた検査の試行 参考5	公共工事の代価の中間前金及び既済部分払等の簡素化・迅速化の促進 参考6
事務連絡	既済部分検査技術基準(案)・同解説 参考2	部分払における出来高取扱方法(案) 参考4		



各種通達等の内容を取りまとめ
**「施工プロセスを通じた検査における
 既済部分検査実施要領(案)」**を作成